

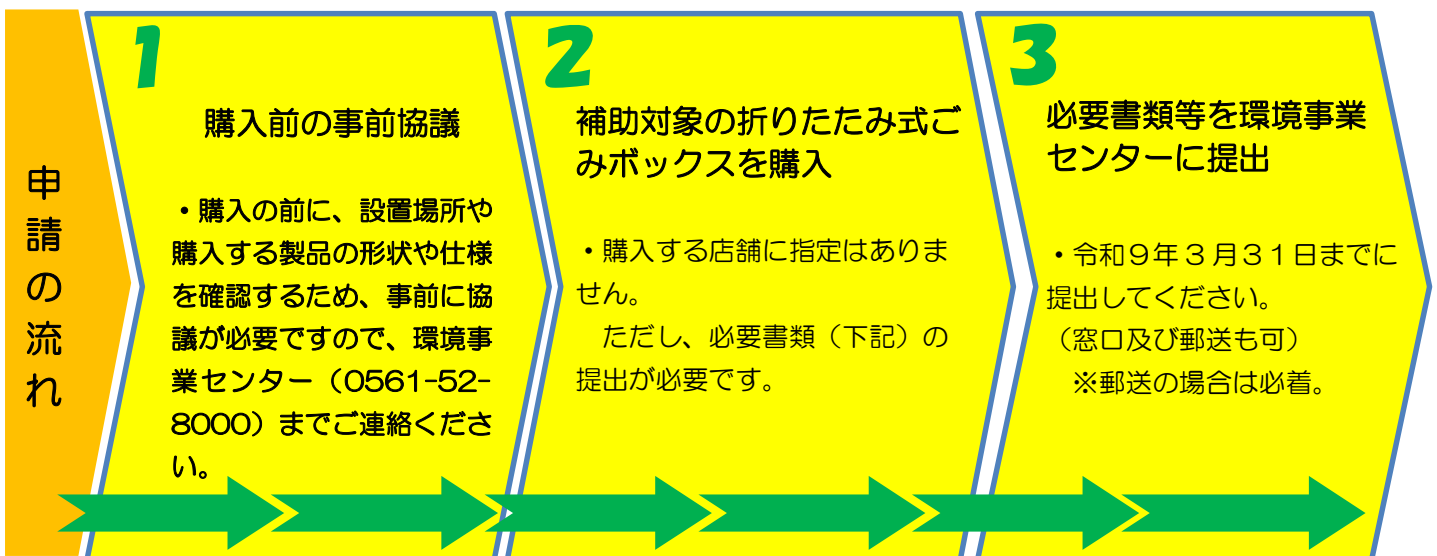
令和8年度

折りたたみ式ごみボックス購入費補助金



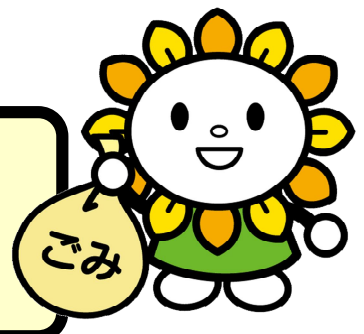
ごみ集積所のごみ飛散防止及び鳥獣被害によるごみの散乱防止対策のために、折りたたみ式ごみボックスを購入する場合、その費用の一部を補助します。

- **対象者** ・尾張旭市内に住所を有し、現に居住している方(事業所を除く)※地域で定める複数世帯のごみ集積所を管理する自治会未加入の方
・公共的団体(連合自治会、自治会、町内会等)
- **補助額** 購入費用(税込)の2分の1
(上限 10,000 円まで、100 円未満切り捨て)
- **申請期間** 令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
- **その他** 補助金の交付は、1集積所につき1回限り



申請書および必要書類等

- ① 交付申請書兼実績報告書
- ② 代金の支払手続が完了したことを証する書類(領収書等の写し)
- ③ カタログ等、折りたたみ式ごみボックスの機能が確認できるもの
- ④ 請求書



【問い合わせ先】 〒488-0053 尾張旭市下井町刻内 2346 番 6(東部浄化センター内)
尾張旭市環境事業センター TEL 0561-52-8000

補助対象物（例）



蓋があり鳥獣被害
からごみを守れる
ボックスが対象です。



普段は折りたたみ
歩行者や車の通行の
支障にならないボッ
クスが対象です。

【補助の対象となる折りたたみ式ごみボックスの要件】

- (1) ごみを収納するために用いる箱状の格子網等で覆われた、簡単に開くことができる蓋付きのもので、ごみ収集に支障のないもの。
- (2) ごみ収集日でない日には、折りたたみが可能で通行等の支障にならないもの。
- (3) 交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内に設置するものでないこと。
- (4) ごみ収集を行う際に、ごみが入っていることが視認できるもの。
- (5) 地域で定めるごみ集積所に設置するもの。